（別紙６）

○「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成15年４月１日付け14生畜第8598号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添２ 組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査基準 Ⅰ　組換えＤＮＡ技術によって得られた種子植物を飼料として用いる場合の安全性審査基準 第１～第５　（略） 第６　第２から第５までにより飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項 次の試験結果に基づき飼料としての安全性が確認できること。 なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月１６日付け４畜Ａ第２０１号畜産局長、水産庁長官通知）に記載されている方法による。 １～５　（略） ６　遺伝毒性試験 ７～９　（略） （注）１　試験成績は、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和６３年７月２９日付け６３畜Ａ第３０３９号畜産局長、水産庁長官通達）に定める「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」	別添２ 組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査基準 Ⅰ　組換えＤＮＡ技術によって得られた種子植物を飼料として用いる場合の安全性審査基準 第１～第５　（略） 第６　第２から第５までにより飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項 次の試験結果に基づき飼料としての安全性が確認できること。 なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月１６日付け４畜Ａ第２０１号畜産局長、水産庁長官通知）に記載されている方法による。 １～５　（略） ６　変異原性試験 ７～９　（略） （注）１　試験成績は、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和63年７月29日付け63畜Ａ第3039号畜産局長、水産庁長官通知。）の記の４のアのＧＬＰ（以下「ＧＬＰ」という。）に適合する

又は本基準が準拠するＯＥＣＤ（経済協力開発機構）の定めるＧＬＰに関する原則（以下これらを「ＧＬＰ」という。）に従って実施された試験により収集されたものであること。	施設でＧＬＰに従って行われたものであること。
２　（略）	２　（略）
II　組換えＤＮＡ技術によって得られた非病原性の微生物を含む飼料又は組換えＤＮＡ技術によって得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料の安全性審査基準	II　組換えＤＮＡ技術によって得られた非病原性の微生物を含む飼料又は組換えＤＮＡ技術によって得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料の安全性審査基準
i　（略）	i　（略）
ii　組換え体を利用して製造された飼料の安全性審査 （略）	ii　組換え体を利用して製造された飼料の安全性審査 （略）
第１～第３　（略）	第１～第３　（略）
第４　ｉの第２及び第３並びにiiの第２及び第３までにより飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項 次の試験結果に基づき飼料としての安全性が確認できること。 なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月１６日付け４畜Ａ第２０１号畜産局長、水産庁長官通知）に記載されている方法による。	第４　ｉの第２及び第３並びにiiの第２及び第３までにより飼料の安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項 次の試験結果に基づき飼料としての安全性が確認できること。 なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月１６日付け４畜Ａ第２０１号畜産局長、水産庁長官通知）に記載されている方法による。
１～５　（略）	１～５　（略）
６　遺伝毒性試験	６　変異原性試験
７～９　（略）	７～９　（略）

（注）（略）	（注）（略）
III　組換えＤＮＡ技術によって得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料添加物の安全性審査基準	III　組換えＤＮＡ技術によって得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料添加物の安全性審査基準
第１～第６　（略）	第１～第６　（略）
第７　第２から第６までにより安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項 次の試験結果に基づき飼料添加物の安全性が確認できること。 なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月１６日付け４畜Ａ第２０１号畜産局長、水産庁長官通知）に記載されている方法による。 1～５　（略） ６　遺伝毒性試験 ７～９　（略）	第７　第２から第６までにより安全性に関する知見が得られていない場合は次の試験のうち必要な試験の成績に関する事項 次の試験結果に基づき飼料添加物の安全性が確認できること。 なお、試験方法については、原則として「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月１６日付け４畜Ａ第２０１号畜産局長、水産庁長官通知）に記載されている方法による。 １～５　（略） ６　変異原性試験 ７～９　（略）
（注）（略）	（注）（略）

附　則

この通知は、令和10年４月１日から施行する。